

【会則】

第1章 総 則

第1条 本会は会員相互ならびに母校との親和を図る事を目的とする。

第2条 会名は「香川甲南会」とする。

第2章 会 員

第3条 本会は次の者を以って会員とする。

1. 甲南学園卒業生
2. 甲南学園に在籍した者で総会の決議を経たもの。

第4条 本会は甲南学園現旧職員ならびに本会に功労のある人を推して客員とする。

第3章 組 織

第5条 本会は本部を平生記念館に置き、その香川支部は会長の住所とする。

第6条 本会の組織は次の通りとする。

- | | | |
|----------|------------|----------|
| 1. 名誉会長 | 総会出席者の中より、 | 1名選出する。 |
| 2. 顧 問 | 〃 | 若干名選出する。 |
| 3. 会 長 | 〃 | 1名選出する。 |
| 4. 副 会 長 | 〃 | 2名選出する。 |
| 5. 幹 事 | 〃 | 若干名選出する。 |
| 6. 会 計 | 〃 | 2名選出する。 |
| 7. 会計監査 | 〃 | 1名選出する。 |

第7条 会長、副会長、幹事の任期は2年とする。但し、任期満了後も後任者就任するまでは、なおその職を継続するものとする。

第4章 総 会

第8条 本会は年1回総会を開くものとする（毎年7月下旬とする）。但し、臨時総会を幹事会に諮り開く事が出来る。

第9条 総会に於いてなすべき事項は、次の通りとする。

1. 会計報告。
2. 会則の変更。
3. その他重要事項。

第10条 総会の議事は出席会員の3分の2をもって可否を決する。

第5章 会 計

第11条 本会の経費は会費、寄付金及び雑収入をもって支弁する。

第12条 本会は会費として、年額1口1,000円、2口以上納入するものとする。
原則として、振込みまたは総会にてこれを徴収する。入会金は無料とする。

第13条 会計年度は毎年7月1日にはじまり翌年6月30日に終る。